

訳者あとがき

本書は、Harry Kalven, Jr. and Hans Zeisel, *The American Jury*, Phoenix edition, The University of Chicago Press, 1971 の全訳である。原著は、最初に Little, Brown & Company からハードカバー版として 1966 年に出版され、その後、ペーパーバック版が Phoenix edition として出版された。

原著は、シカゴ大学陪審プロジェクトのなかで行われた刑事裁判官を対象とする調査と、関連するいくつかの調査の結果をまとめたものである。その主要部分をなす調査では、刑事陪審裁判の審理を担当する裁判官に対して、これから審理する陪審事件における裁判官の判断と陪審の評決、両者に違いがあればその理由を、事件に関する一連の情報とともに尋ねている。そして、この回答に基づき、陪審の評決と裁判官の判断の違いがなぜ生じたのかを詳細に分析している。原著では、それだけでなく、陪審裁判を刑事司法制度全体のなかに位置づけたうえで、陪審裁判の役割を理解するために、包括的な検討を行っている。原著についての過去の紹介のなかでは、陪審が裁判官よりも寛大であるという食い違いに注目が集まることが少なくなかった。しかし、原著の真価は陪審と裁判官の判断の食い違いに焦点を合わせつつ、その実際の機能を刑事司法制度全体のなかに位置づけて明らかにしているところにあり、原著の論述は陪審制度の全体像を示すために極めて緻密に組み立てられている。陪審事件がどのように選択されるかに始まり、陪審が裁判官よりも寛大な判断を行う事件とその理由、裁判官が陪審よりも寛大な判断を行う少数の事件とその理由、裁判官の説示のあり方と陪審に対するその影響、さらに陪審の評議へと至る議論の全体を読むことによって、陪審が刑事裁判さらには刑事司法制度全体のなかでどのような役割を果たしているのかをより良く理解することができる。読者には、ぜひ本書の全体をお読みいただきたい。

原著は、そのなかで繰り返し述べられているように、賛否の激しい論争の対象となっている陪審という法制度の現実の作用についてありのままに記述し、賛成か反対かに与することなく、事実としての陪審の役割を明らかにすることを目的として調査が行われ、データの分析も進められた。

このような原著の優れた点は、裁判官に対する質問票調査が必ずしも社会調査の「正しいやり方」に合致していないことを率直に認め、いわば手の内をさらして、調査データの偏りの可能性について関連箇所而言及していることである。

原著のもとになった裁判官への質問票調査は1954年から55年にかけてと1958年に実施されているが、その時代の米国では、男女の役割分業が明確に存在していた。調査に回答した裁判官のほぼ全員は男性であると思われる。原著では裁判官の代名詞として常に「彼」が使われており、裁判官が女性であることは1箇所ですら注記されておらずにとどまっている。また、公民権法運動は始まったばかりであり、同性愛者や原住民に対する偏見も広く存在していた。本書に出てくる州法上の犯罪や陪審の評決のなかにそうした社会状況は明確に表れている。このような米国の社会状況は、今日では大きく変化している。

また、連邦裁判所において陪審員になる機会と陪審員を務める義務を定めた1968年の連邦法 *Jury Selection and Service Act* は、主に、投票者登録名簿に基づいて陪審員候補者名簿を作成するものとし、多くの州がこれに倣うことによって、地域住民の多様性が陪審員の構成にも反映されるようになってきており、連邦最高裁判所も州における極端に偏った陪審員構成は修正第6条に違反すると判示してきている¹⁾。このように陪審員の代表性が高まってきた結果、評決のなかに反映される陪審の「価値」も変化してきていると思われる。

このような社会変化と陪審構成の変化の結果、本書に描かれている陪審評決と裁判官との食い違いの状況は、その内容において今日では異なってきたと推測される。しかし、陪審を含む米国の刑事司法過程の構造それ自体は大きくは変化しておらず、陪審と裁判官がどのような理由でその判断を異にするに至るのかについての基本的な構造に大きな違いはないであろう。また、米国の刑事司法制度全体の中で陪審が果たしている役割にも、大きな違いが生じているとは思われない。

原著が米国の刑事陪審についての最初の本格的な経験的研究であることは、広く知られている。シカゴ大学ロースクールは、1952年にフォード財団から、法と行動科学の分野における研究のために当時としては巨額の研究費を獲得したが、陪審についての研究が、追加予算も得て、その主要部分として進められた。陪審についての一連の研究は、法学者と社会科学者の協働作業として進められたが、その中心となったのは、法学者であるハリリー・カルヴァン・Jr と、社会学者であるハンス・ザイセル、およびフレッド・ストロードベックであった。この陪審プロジェクトからの研究成果としては、まず Hans Zeisel, Harry Kalven, Jr., Bernard Buchholz, *Delay in the Court*, Little, Brown & Company, 1959 が出版され、本書の原著が1966年に出版された後に、Rita James Simon, *The Jury & the Defense of Insanity*, Little Brown &

1) 例えば、*Duren v. Missouri*, 439 U.S. 357 (1979) において、女性の割合が極めて小さい選任手続を違憲としている。

Company, 1967 が出版されている。このプロジェクトのなかでは民事陪審についての調査も行われており、原著でも言及されているが、研究成果は出版されなかった²⁾。この他、陪審に関連する様々な調査が行われており、それらは巻末のプロジェクト文献に掲載されている論文から知ることができる。

原著が出版された 1960 年代は、米国における法社会学の黎明期とも呼びうる時期であり、その後の経験的研究を牽引するような研究がいくつも行われた時期であった。シカゴ大学陪審プロジェクトは、そのなかでも巨額の研究費を使って行われた研究として、注目を集め、多数の書評も書かれている。わが国においても、米国における法制度の経験的研究に関心が高まってきた時期であり、原著は、米国における書評をも含めて紹介されている³⁾。米国では、原著に対して、あるべき法社会学研究についての異なる立場からの批判だけでなく、社会調査の基本的作法に従わない調査手法や、裁判官を陪審との比較のベースラインにする研究デザインへの批判も行われた⁴⁾。しかし、原著は、公刊数年後には、陪審の判断についての裁判官の推測が正しければという条件付きではあるが、陪審についての理解に記念碑的貢献をする研究であると評価されている⁵⁾。その後も、原著はいわば陪審研究のための基本的座標軸のような役

2) その理由として、民事陪審を担当したストロードベックに法学サイドのパートナーがいなかったため、陪審員による証言の評価や裁判官の説示などのデータが民事陪審について得ることができなかったことが、後に示唆されている。Rita J. Simon and James P. Lynch, "The Sociology of Law: Where We Have Been and Where We Might Be Going," *Law & Society Review*, Vol. 23, No. 5, 1989, pp. 825-847, 829.

3) 刊行順に、川島武宜・石村善助「アメリカ法社会学の脈動」法律時報 36 巻 4 号 (1964 年) 39-53 頁の 44 頁からシカゴ・プロジェクトの紹介、『アメリカ法』1967 年第 2 号 283-286 頁の櫻田勝義による著書紹介、六本佳平「世界の法社会学『アメリカン・ジャーナル』」法律時報 40 巻 8 号 (1968 年) 78-80 頁、三宅裕人「海外の新思潮『米国の刑事陪審の実態—Kalven & Zeisel "The American Jury" (1966) から—』判例タイムズ 226 号 (1968 年) 45-50 頁、六本佳平「アメリカにおける『法と社会』の研究」ジュリスト増刊『理論法学の課題』(1971 年) 112-123 頁の 113 頁からシカゴ・プロジェクト全体についての紹介、最も詳細な紹介である三井誠「アメリカにおける刑事陪審の実態調査—シカゴ・プロジェクトの紹介—」川島武宜編・法社会学講座 5『紛争と法 1』(1972 年) 158-175 頁がある。なお、シカゴ・プロジェクトから最初に刊行された『裁判所における遅延 (Delay in the Court)』についての詳細な紹介として、石村善助「アメリカにおける裁判の遅延—シカゴ・プロジェクトを中心に (一)・(二)・(完)」法律時報 36 巻 5 号 (1964 年) 24-30 頁・6 号 41-49 頁、またジュリスト増刊『理論法学の課題』255 頁に太田知行による紹介がある。

4) 主な書評として、Abraham S. Goldstein, *Law & Society Review*, Vol. 1, No. 2 (1967), pp. 148-152 と John Kaplan, *University of Pennsylvania Law Review*, Vol. 115, No. 3 (1967), pp. 475-481 がある。また、原著出版 25 年後に、ゴールドスタイン (Goldstein) とキャプラン (Kaplan) を含む当時の批判的書評について、ハンス (Hans) とヴィドマー (Vidmar) がコメントしている。Valerie P. Hans and Neil Vidmar, "The American Jury at Twenty-Five Years," *Law & Social Inquiry*, Vol. 16, No. 2 (1991), pp. 323-351, 329-336.

5) Howard S. Erlanger, "Jury Research in America: Its Past and Future," *Law & Society Review*,

割を果たしており、経験的研究で著名なセオドール・アイゼンバーグは、原著が出版から35年を超えてもなお、米国の陪審研究のベンチマークであり続けていると述べている⁶⁾。

米国における陪審研究は、原著刊行後、量的にも質的にも大きな発展を遂げてきたと言えるであろう。1970年代には、フェニックス版への序言にも述べられているように、連邦最高裁判所はまず6名の陪審員からなる陪審を修正第6条違反ではないとし⁷⁾、後に6名未満の陪審員からなる刑事陪審は修正第6条違反であるとした⁸⁾。また、連邦最高裁判所は、陪審員12名の全員一致に至らない9対3の有罪評決が修正第6条に違反しないと判示している⁹⁾。これらの連邦最高裁判所の判決は、陪審員の数が12名よりも少ない陪審評決と多数決による陪審評決が12名の陪審員からなる全員一致の評決とどのように異なるかについての研究を急激に増加させたと言われている。こうして多数の陪審研究が行われ、1980年代には陪審研究をまとめた著書が刊行されるようになった¹⁰⁾。陪審についての研究は、当初、その多くは学生や一般人を被験者とした模擬陪審による実験によって行われたが、その後、実際に近い実験環境が重視されるようになり、実際の陪審員を用いた実験や陪審員の面接調査が行われるようになってきている。

1990年代以降も多数の陪審研究が行われてきたが¹¹⁾、ここではその主なものだけに触れておきたい¹²⁾。1993年にアリゾナ州最高裁判所は、陪審改革の委員会を設置

Vol. 4, No. 3 (1970), pp. 345-370, 355.

6) Theodore Eisenberg, Paula L. Hannaford-Agor, Valerie P. Hans, Nicole L. Waters, G. Thomas Munsterman, Stewart J. Schwab, and Martin T. Wells, "Judge-Jury Agreement in Criminal Cases: A Partial Replication of Kalven and Zeisel's *The American Jury*," *Journal of Empirical Legal Studies*, Vol. 2, Issue 1, 2005, pp. 171-206, 173.

7) *Williams v. Florida*, 399 U.S. 78 (1970).

8) *Ballew v. Georgia*, 435 U.S. 223 (1978).

9) *Johnson v. Louisiana*, 406 U.S. 356 (1972).

10) Reid Hastie, Steven D. Penrod, Nancy Pennington, *Inside the Jury*, Harvard University Press, 1983 や Valerie P. Hans and Neil Vidmar, *Judging the Jury*, Plenum Press, 1986 などが書かれている。なお、ヴィドマーとハンスは、Neil Vidmar and Valerie P. Hans, *American Juries: The Verdict*, Prometheus Books, 2007 (丸田隆代表編訳『アメリカの刑事陪審：その検証と評価』日本評論社、2009年)も後に刊行している。

11) 1977年から1999年までの間におよそ850の陪審研究が、2011年の終わりまでには1,500の陪審研究が公刊されたと推定されている。Dennis J. Devine, *Jury Decision Making: The State of the Science*, New York University Press, 2012, pp. 7-8.

12) 『米国の陪審』とそれに連なる研究は、司法制度としての陪審に焦点を合わせたものであるが、政治制度としての陪審の研究も行われている。そのひとつとして、John Gastil, E. Pierre Deess, Philip J. Weiser, and Cindy Simmons, *The Jury and Democracy: How Jury Deliberation Promotes Civic Engagement and Political Participation*, Oxford University Press, 2010 (ダニエル・H・フット監訳、

し、その委員会は翌年に陪審構成手続から事実審理、評議に関わる 55 項目の改善策を提案した¹³⁾。それらの改善策の一部しか実際には採用されていないが、そうした改善策がどのような効果を持ったかについての調査研究が主に民事陪審について行われることとなった¹⁴⁾。

本書では、第 35 章で死刑についての検討が行われているが、原著刊行後の 1972 年に、連邦最高裁判所は、差別的結果をもたらす恣意的な仕方によって科される死刑は、修正第 8 条の禁止する「残酷で異常な刑罰」にあたりとし、憲法違反であると判示した¹⁵⁾。その 4 年後、連邦最高裁判所は、死刑それ自体は修正第 8 条によって禁止されていないとし、死刑を科す明確で客観的な基準があり、かつ陪審に十分な裁量を与える場合には合憲である、と判示している¹⁶⁾。この結果、人種的偏見を中心に、死刑を科す判断が恣意的でないものであるのかどうか争われるようになり、1990 年頃に研究者のコンソーシアムである死刑陪審プロジェクト (Capital Jury Project) が組織され、18 州の死刑陪審事件についての研究が行われてきている¹⁷⁾。

また、1990 年代には注目を集めた陪審事件が評決不能で終わることが続き、評決不能に対する研究者の関心が高まったと言われる。そうしたなかで、州裁判所全国センター (National Center for State Courts) の研究者を中心に研究プロジェクトが生まれ、4 つの州の重罪事件の陪審裁判を対象にして評決不能の原因を探るために陪審事件の詳細なデータが収集され、研究業績が生み出されている¹⁸⁾。

佐伯昌彦・森大輔・笹倉香奈訳『市民の司法参加と民主主義—アメリカ陪審制の実証研究』日本評論社、2016 年)。

13) Michael Dann and George Logan III, "Jury Reform: the Arizona experience," *Judicature*, Vol. 79, No. 5 (1996), pp. 280-286.

14) 陪審員は、証拠調べが終わるまで陪審員相互で話し合うことを禁止されるのが普通であるが、アリゾナ州最高裁判所は、民事事件において陪審員が審理期間中に話をするを許すという改革を行った。その改革の効果についての研究が行われている。Shari Seidman Diamond, Neil Vidmar, Mary Rose, Leslie Ellis, and Beth Murphy, "Juror Discussions During Civil Trials: Studying an Arizona Innovation," *Arizona Law Review*, Vol. 45, No. 1 (2003), pp. 1-81.

15) *Furman v. Georgia*, 408 U.S. 238 (1972).

16) *Gregg v. Georgia*, 428 U.S. 153 (1976).

17) William J. Bowers, "The Capital Jury Project: Rationale, Design, and Preview of Early Findings," *Indiana Law Journal*, Vol. 70, Issue 4 (1995), pp. 1043-1102.

18) この研究プロジェクトの報告書として、Paula L. Hannaford-Agor, Valerie P. Hans, Nicole L. Mott, and G. Thomas Munsterman, *Are Hung Juries A Problem?*, The National Center for State Courts, 2022。またこの研究から得られたデータによる主な研究成果の一部として、前掲注 6 のアイゼンバーグ (Eisenberg) 他の論文のほか、次のものがある。Amy Farrell & Daniel Givelber, "Liberation Reconsidered: Understanding Why Judges and Juries Disagree about Guilt," *Journal of Criminal Law & Criminology*, Vol. 100, No. 4 (2010), pp. 1549-1586; Erin York Cornwell and Valerie P. Hans, "Representing through Participation: A Multilevel Analysis of Jury Deliberations," *Law*

このように、現在では、米国の陪審研究は主に実際の陪審を対象にしたものが行われてきているが、それらの研究において『米国の陪審』は今でも研究の座標軸として用いられているのである。

原著の存在を知ったのは学生時代であるが、翻訳を思い立ったのは、明治大学に赴任し、学部の授業で原著を学生と読み始めてからである。きっかけを作ってくれた学生諸君に感謝したい。本来であれば司法改革のなかで国民の司法参加が論じられている時期に翻訳をすべきであったが、その時期は別のテーマについての研究に没頭しており、翻訳をする時間を見つけることができなかった。しかし、時宜に遅れたとはいえ、本書は米国の刑事司法制度における陪審の全体像を提示するものであり、裁判員制度を含むいわゆる参審制度と陪審制度の違いを広い制度的文脈のなかで考えるために、また、民事司法における国民の司法参加を考えるうえでも、重要な知見を提供していると思う。